

女性の個性と能力を発揮できる取組に対して補助金を交付します！

●補助対象団体

本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体等(市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人等)であって、次の要件を満たす団体

- (1)市の開催する地域女性活躍推進会議に参加する団体
- (2)市の主催する男女共同参画に関する事業及びイベントに「地域女性活躍推進団体」として参加する団体
- (3)暴力団関係者を構成員に含まない団体

※原則として、同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とします。

●事業の事例

女性活躍の推進に資するイベントや講座や講演会など

- (1)ジェンダーギャップ(男女格差)問題解決
- (2)男性の家事・育児参画の推進
- (3)男女共同参画視点を入れた防災・復興
- (4)固定的性別役割意識の解消
- (5)女性の健康や権利の重視 など

●申請手続等

(1)応募期限 令和8年5月8日(金)17時まで

(2)申請書類 所定の様式を申請・問い合わせ先に提出してください。

(応募申請書、企画提案書、収支予算書、応募団体調書など)

※書類は、みんなつながる課窓口、振興局に備えているほか、市のホームページからも印刷できます。

●事業実施期間:補助金等交付決定通知日から令和9年3月15日まで

●補助上限額:10万円(1事業あたり)

●事業採択

書類審査及び申請団体のプレゼンテーションにより、事業内容、事業の組立ての良し悪し、実効性を審査する審査会を開催し決定します。

●審査会(プレゼンテーション)

※令和8年5月下旬頃予定



## 【 補助対象経費 】

(1) 報償費

講師等への謝金など ※団体会員への報償費は対象外。

(2) 旅 費

講師等への旅費など

(3) 需用費

事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成に係る費用  
チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用など

※食料、飲料水等は対象外。

(4) 委託料

託児の委託等に係る費用

(5) 役務費

切手代、宅配便等の運搬用費用

イベント等に必要なる広告・宣伝の費用等など

(6) 使用料・賃借料

会議、イベント等で使用する施設の使用料など

※証拠書類(請求書、領収書の写し等)によって金額、内容等が確認できないもの  
については補助対象経費として認められません。

《申込・問い合わせ》

佐伯市役所 みんなつながる課 みんなつながる係

(本庁舎4階 ☎22-3085)